

令和2年5月28日

長崎市長田上富久 様

一般社団法人 日本レジャーホテル協会
理事(九州担当) 牛島 正
長崎市栄町3-10
095-824-8100

事業持続化支援金(宿泊事業者)に関する要望書

要旨

事業持続化支援金(宿泊事業者)の受給について、旅館業法に基づく許可を得て、かつ、風営法に違反せず営業している上に、納税を行っているにも関わらず、他の旅館・ホテルと異なり、支援を受けられないのは不当であると考えられます。

理由

- 1、当協会は、約2,000ホテルの加盟を受けた日本最大のレジャーホテル団体で、九州全域をカバーする団体です。2兆円産業ともいわれるレジャーホテル業界には14万人もの清掃・フロント業務を主業務として従事しております。今、その人達の生活が脅かされようとしています。
- 2、今般の新型コロナウイルス感染症により観光客が激減し、レジャーホテルは大打撃を受けております。緊急事態宣言以降、レジャーホテル事業者においても直近売上は激減し続けており、経営危機に陥る事業者が県内及び市内においても急増しております。
- 3、事業持続化支援金について、ホテル業を営む事業者の中でラブホテル等または同様の形態で営業を行っている施設のみが除外されております。それは、憲法違反にあたるのでは無いでしょうか？また、支援制度を定めた趣旨に反するのでは無いでしょうか？
- 4、レジャーホテル業における従業者にセックスワーカーは一人も存在致しません。さらには、お客様は、カップル、老夫婦、訪日外客、女子会利用、出張ビジネス利用等、様々なお客様に多用途でご利用いただいております。この点その他性風俗業と大きく異なり、性的サービスを対価として行う事業ではございません。
- 5、このまま支援制度を受けられなければ、法令及び納税への規範意識も弱まり、宿泊事業者として認められないなら、今後導入を予定されている宿泊税の徴収義務も該当しない事となります。
- 6、そして、長崎市のレジャーホテル業者は宿泊予約サイトを導入するなどして長崎市の観光に寄与し訪日外客の受入れにも積極的に取り組んでまいりました。他のホテル・旅館と同じように、今後より一層訪日外客の受入れを強化していく中で、苦境に立つレジャーホテル業者に、職業差別なく平等なご対応を頂きたいお願い申し上げます。

以上